

(另行系氏)

総務委員会陳情一覧表

○新規分 3 件

| 付託委員会名 | 総務委員会 | | 紹介議員 | 採否 | 委員会の意見 | 執行機関に対する措置 | |
|-----------------------|------------------------------------|---|------|----|--------|------------|----|
| 受理番号 (受理年月日) | 提出者 | 要旨 | | | | 送付 | 回答 |
| 陳情第50号 (20.2.4) | 備前市三石2722 日本会議岡山顧問 西川 晃男 | 永住外国人への地方参政権の付与を日本政府に求める意見書を採択しないよう求めることについて | | | | | |
| 陳情第53号 (20.2.21) | 岡山市春日町5-6 岡山県労働組合会議 議長 妹尾 幸敏 | 地方財政の強化・拡充及び財政健全化法の施行に当たって、地方自治原則の堅持を求める意見書提出を求めるについて | | | | | |
| 陳情第55-1号 (20.2.21) | 岡山市春日町5-6 岡山県労働組合会議 議長 妹尾 幸敏 | 原油価格高騰に関する緊急対策を求める意見書提出を求めるについて | | | | | |

請願・陳情

平成20年3月12日

總務委員会

| 付託委員会名 | 総務委員会 | | | | | |
|----------------------|--------------------------------|--|------|----|--------|------------|
| 受理番号 (受理年月日) | 提出者 | 要旨 | 紹介議員 | 採否 | 委員会の意見 | 執行機関に対する措置 |
| | | | | | | 送付 |
| 陳情第50号 (20. 2. 4) | 備前市三石2722 日本会議岡山顧問 西川 晃男 | 永住外国人への地方参政権の付与を日本政府に求める意見書を採択しないよう求めることについて | | | | |

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

現在、在日本大韓民国及びその賛同者が、永住外国人地方参政権付与を日本政府に求める意見書を、全国の自治体の議会において採択するよう働きかけている。

そして、事実は確認されていないが、現在のところ全国1,882自治体のうち971(52%)の自治体がその意見書を採択していると彼らは言っている。

しかしながら、地方といえども、参政権を外国人に付与するのは明確に憲法違反である。岡山県においては、このような意見書を提出する議案が上程された場合には、以下の陳情の理由を冷静に判断していただき、安易に採択することなく、慎重審議の上否決されるように求める。

(陳情理由)

1 日本国憲法では、参政権を国民固有の権利（第15条第1項）としているが、地方参政権もその自治体の住民が選挙することになっている（第93条第2項）。

そして、平成7年2月28日の最高裁判決で「住民とは日本国民を意味する」としている。

2 参政権付与に賛成する人々は、同判決の傍論にある「憲法上禁止するものではないと解するのが相当である」との部分を取り上げて最高裁のお墨つきを得たと喧伝しているが、この部分はあくまでも傍論であって主文ではない。この主文では原告（民団団員）の訴えは明確に棄却されている。

3 韓国では平成17年、在韓永住外国人の一部に地方選挙権を認めた。それをもって、相互互恵主義にのっとって日本でも認めるように働きかけがなされているが、昨年の韓国地方選挙で選挙権を得た日本人はわずかに51人である。しかし我が国には現在永住外国人は約70万人があるので、相互互恵といったものでは決してない。

4 諸外国でも認めていると主張する人々もいるが、もともと一国であったスカンジナビア諸国を中心統合を理想とするEU等20カ国くらいであり、世界の趨勢ではない。それを我が国に当てはめようというの、著しく妥当性を欠く。

5 基本的人権であるから、また、納税しているから認めよと言う人々もいるが、では、選挙権のない未成年者には基本的人権はないのか、納税していない低所得者や学生には選挙権は付与されないのか。

また、税金とは行政サービスの対価であるから、納税と参政権とは別個の存在である。

6 国政ではないからよいではないか、と言う人々もいるが、地方政治といえども国政に密接に関係しており、教育・治安・安全保障等重要な役割を担っているということは、地方議員の皆様が一番よく御承知のことだと存ずる。

以上のとおりであるので、当該議案がもし上程された場合、事情をよく御認識いただいて、慎重審議の上、否決されるよう陳情する。

執行部意見

(企画振興部市町村課)

永住外国人への地方参政権の付与については、基本的には国の立法政策にかかわる事柄であり、現在、国会において「永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案」の審議がなされていることから、その動向を注視してまいりたい。

| 付託委員会名 | 総務委員会 | | | | | | 執行機関に対する措置 | |
|---------------------|------------------------------------|---|----|------|----|--------|------------|----|
| | 受理番号 (受理年月日) | 提出者 | 要旨 | 紹介議員 | 採否 | 委員会の意見 | | |
| | | | | | | | 送付 | 回答 |
| 陳情第53号 (20.2.21) | 岡山市春日町5-6 岡山県労働組合会議 議長 妹尾 幸敏 | 地方財政の強化・拡充及び財政健全化法の施行に当たって、地方自治原則の堅持を求める意見書提出を求めるごとについて | | | | | | |

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

政府は、地方分権を名目にした三位一体の改革（2004～6年度）によって、地方財政を6.8兆円（補助金改革△4.7兆円、税源移譲3兆円、交付税改革△5.1兆円）も縮小した。しかも、自治体には過去の経済対策による公共事業の地方債償還が重くのしかかり、2006年度決算を見ると、とりわけ地方の自治体の財政状況が悪化し、住民福祉の増進を安定的に進める上で重大な困難をもたらしている。

第166回国会で成立した財政健全化法に基づいて制定される政省令や運用いかんによっては、国が直接管理下に置いて住民サービスの削減、住民負担の強化、自治体職員の削減と労働条件引き下げを強要する、早期健全化団体（要注意）、財政再生団体（破綻）を続出させ、地方自治を破壊し、住民の暮らし、権利を守る自治体の責任を解体させるおそれがある。しかも、新たに自治体破綻法制が導入されると、財政力が脆弱な自治体は低利の資金調達ができず、金融機関やファンドが自治体を管理するおそれも発生する。

眞の地方分権を確立する自治体財政を確保するとともに、財政健全化法の施行に当たっては地方自治原則をじゅうりんすることのないよう、下記の事項の実現が重要と考える。

については、貴議会において、下記事項につき地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していたくよう陳情するものである。

(陳情事項)

- 三位一体の改革において、国の財政再建を優先させた結果、地方財政を圧縮させ、今日の地方財政危機

をもたらしていることを踏まえ、安定的税源の自治体への移譲、財政保障機能と財政調整機能を保障した地方交付税の確保等により地方財政を抜本的に拡充すること。

2. 財政健全化法の施行（政省令の制定及び運用）に当たっては、自治体関係者の意見を尊重すること。
自治体の自主性を重んじ、自治体の財政運営に対する国の関与を減らすこと。

早期健全化、財政再生自治体にあっても、住民自治及び住民の基本的人権を保障する措置を講じること。

3. 健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）に基づく、早期健全化、財政再生対象の指標を定めるに当たっては、次のことを考慮すること。

- 住民の暮らしにかかわる企業会計や特別会計のうち、事業の性質上、やむを得ず生じる赤字を考慮した基準であること。
- 起債を健全に償還することへの不当な評価や、必要な投資が不当に抑制されない基準であること。
- 将来負担比率については、職員全員が退職した場合の退職手当の全額を算入するなど、不当・過大な基準でないこと。

4. 地方債発行に対する国の保障をなくし、債務調整などを前提とした地方債「自由化」に転換するならば、とりわけ財政力の脆弱な自治体にとっては、住民福祉の増進という自治体の責務を果たせなくなるため、自治体の財源確保に対する国との保障制度を堅持すること。

1. 地方交付税に関しては、平成20年度の地方財政計画において、「地方再生対策費」が創設されたことなどから、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税は19年度比2.3%の増となり、地方一般財源総額としては1.1%の増とされたところである。

2及び3. 地方公共団体の財政健全化に関する比率の公表制度や地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生等の計画を策定する制度等を定めた「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が昨年6月に成立し、財政の健全化に関する諸比率の算定方法の細目等を定めた政令が昨年12月、省令が本年2月に公布されたところであり、退職手当の算入の考え方等については、この中で示されたところである。

算定方法については、将来負担比率に算入される第三セクター等への損失補償額の算定方法など、詳細については引き続き国において検討されており、その動向を注視してまいりたい。

4. 地方債に関しては、地方財政計画等により、国において適切に財政上の措置がなされているところである。また、債務調整については、総務省の「新しい地方再生制度研究会」の報告書において、「債務調整を制度化する場合の課題については、地方分権改革の議論に結びつけていくため、さらに具体的な検討を深めていくことが必要」とされたところであり、その動向を注視してまいりたい。

| 付託委員会名 | 総務委員会 | | | | | | 執行機関に対する措置 送付 | 回答 |
|-----------------------|------------------------------------|---------------------------------|----|------|----|--------|------------------|----|
| | 受理番号 (受理年月日) | 提出者 | 要旨 | 紹介議員 | 採否 | 委員会の意見 | | |
| 陳情第55-1号 (20.2.21) | 岡山市春日町5-6 岡山県労働組合会議 議長 妹尾 幸敏 | 原油価格高騰に関する緊急対策を求める意見書提出を求めるについて | | | | | | |

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

原油、輸入穀物などの異常な高騰により、国民生活や営業が大きな困難に直面している。

原材料高騰によるコスト増を運賃・料金・価格に転嫁できない事業者も多く、賃金・労働条件切り下げや非正規化など、労働者への犠牲転嫁が出ていている。倒産や廃業に追い込まれる事態も見られ、今後拡大することが懸念される。

しかし、政府が昨年末に発表した「原油価格高騰に伴う中小企業、各業種、国民生活等への緊急対策の具体化について（取りまとめ）」では、極めて不十分である。その上、原材料の高騰の背景には、国際的なヘッジファンドなどの投機資金による影響が極めて大きく影響しているにもかかわらず、日本政府は規制をかけようとしていない。

私たちは、日本政府がこのような姿勢を直ちに改め、次の緊急対策を講じることを強く求める。

については、貴議会において、下記事項につき地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していくだくよう陳情するものである。

(陳情事項)

1. 政府備蓄の原油の放出と市場規制を行い、石油製品と灯油価格の抑制、鋼材等原材料、食料、生活必需品等の実効ある価格安定策を政府の責任で講ずること。（生活環境保健福祉委員会付託）
2. ガソリン、軽油などにかかる燃料税について、暫定税率を廃止すること。
3. 生活困窮者等に対する灯油購入費等の助成を、政府の責任で大幅に引き上げること。
(生活環境保健福祉委員会付託)
4. 国は、親会社や元請企業に対して、①原材料高騰、生活必需品の値上がりや最低賃金引き上げなどに見合う適正な下請単価・取引対価・運賃などの保障、②賃金・労働条件切り下げや非正規化など労働者への犠牲転嫁しないことについて、要請・指導を徹底すること。（産業労働警察委員会付託）
5. 独占禁止法、下請2法（下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法）を積極的に活用するとともに、不公正取引に対する罰則を強化すること。
(産業労働警察委員会付託)

執行部意見

(総務部税務課・財政課)

ガソリン、軽油にかかる揮発油税、地方道路税、軽油引取税については、所得税法等の一部を改正する法律案及び地方税法等の一部を改正する法律案において、暫定税率の適用期限を10年間延長することとされているところであるが、いずれにしても、暫定税率の廃止は地方財政に大きな影響を及ぼすものであることも踏まえ、国において適切に対処されるものと考えている。